規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の名称:成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の

整備に関する法律案(質屋営業法部分)

規制の名称:質屋営業の許可の基準

評価実施時期:平成30年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

質屋営業の許可制度は、その業務の適正な実施を確保することを目的として設けられたものであるところ、成年被後見人については、判断能力が不十分な状況にあり、単独で完全に有効な法律行為ができないため、当該業務の適正な実施を期待することが困難であると考えられ、当該許可の欠格事由の一つとされている。

一方、このような成年被後見人又は被保佐人(以下「成年被後見人等」という。)の権利に係る制限(以下「欠格条項」という。)が設けられている制度が数多く存在していることが、成年後見制度の利用をちゅうちょさせる要因の一つになっていると指摘されており、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「促進法」という。)第11条第2号において、成年後見制度の利用の促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画(平成 29 年 3 月 24 日閣議決定。以下「基本計画」という。)において、現在、欠格条項が設けられている制度が数多く存在していることが、成年後見制度の利用をちゅうちょさせる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

これらを踏まえ、内閣府成年後見制度利用促進委員会(以下「促進委員会」という。)において 議論が行われ、平成29年12月1日に「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度 の見直しについて(議論の整理)」(以下「議論の整理」という。)が取りまとめられ、営業許可等 の制度に設けられた欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別 的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断す る規定(以下「個別審査規定」という。)を新設することとされた。

本改正は、促進法、基本計画及び議論の整理に示された方針に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項を削除し、個別審査規定を新設するものであり、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

なお、民法(明治29年法律第89号)第9条本文の規定により、成年被後見人がした法律行為

は、一定の要件を満たすときには取り消すことができ、同法第 121 条本文の規定により、取り消された法律行為は、初めから無効であったものとみなされることから、その相手方は取消権の行使により不測の損害を被るおそれがあり、事業者が経済的利得を追求するため、対外的な取引により不利益を被ったときには取消権を行使し、反対に利益を得ることができたときには取消権を行使しないなど、取引後の状況に応じて取消権を濫用的に行使し、取引の安全が害されることが懸念されるが、この点については、成年被後見人等に係る取消権を制限する規定(以下「取消権制限規定」という。)を新設することによって、取引の安全を確保することが可能である。

2 直接的な費用の把握

新設する個別審査規定に基づく審査に当たっては、質屋営業の許可申請者(以下「申請者」という。)に対して、申請者又は申請者が法人である場合にはその役員が心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者に該当しないことを誓約する書面を提出させることとする予定であるため、年間約3,000円の遵守費用が発生すると推計される。

3 直接的な効果(便益)の把握

本改正により、欠格条項が削除され、個別審査規定及び取消権制限規定が新設されるため、今後は、成年被後見人であるという理由のみで一律に排除されることがなくなり、促進法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られるほか、成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書を申請書の添付書類としないこととする場合、年間約20万円の遵守費用及び所要の行政費用が削減されると推計される。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

欠格条項を削除する一方、個別審査規定及び取消権制限規定を新設することにより、制度の安 定性が担保され、特段の影響は想定されない。

5 費用と効果(便益)の関係

本改正においては、行政費用が特段発生するものではなく、遵守費用については、新たに発生する費用よりも削減される費用の方が大きい。また、欠格条項の削除により、成年被後見人を一律に排除することがなくなり、促進法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本改正により得られる効果は非常に大きいと考えられる。

6 代替案との比較

本改正は、促進法、基本計画及び議論の整理に示された方針に基づく措置として、成年被後見 人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項 を削除し、個別審査規定及び取消権制限規定を新設するものであり、同様の政策目的を達成し得 る代替案は想定できない。

7 その他の関連事項

平成28年9月11日から、成年後見制度利用促進基本計画案の作成に当たっての意見具申や成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項に関する調査審議等を行うことを目的として設置された促進委員会において幅広く検討が行われ、平成29年12月1日に議論の整理が取りまとめられた。

本改正は、議論の整理の内容を反映させたものである。

8 事後評価の実施時期等

施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。